

# 登米市森林を活かす木造建築支援事業について

令和 8 年 4 月 1 日  
産業経済部農林振興課

## 1 事業の目的

市内産木材を使用した住宅等の新築等を行う者に対し、補助金を交付し、森林資源を活かした森林・林業・木材産業の振興及び市内産木材の需要拡大を図る。

## 2 補助対象事業・経費

市内に市内産木材を使用した住宅等の新築、増築、改築、購入（新築の住宅等に限る。）又は改修に要する経費とする。

## 3 補助対象基準・補助金額

### （補助対象基準）

区分	基準
<u>新築又は購入（新築の住宅等に限る）</u>	<u>市内産木材を 5 m<sup>3</sup>以上使用した住宅等</u>
<u>増築、改築、改修</u>	<u>市内産木材を 3 m<sup>3</sup>以上使用した住宅等</u>
申請時期	建築完了日から起算して 12 か月以内 (前年度に建築が完了しているものでも構いません)

### （補助金額）

市内産木材の使用量に 1 立方メートル当たり 30,000 円 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、450,000 円を上限とする。

### （加算金額）

区分	加算金額
登米材使用加算	登米材の使用量に 1 立方メートル当たり 5,000 円を乗じて得た額とし、100,000 円を上限とする。
市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算（杉材）	市内産木材のうち、無垢の杉材を使用した羽目板（壁又は天井に連続して張る木材をいう。）及びフローリングの合計施工面積に 1 平方メートル当たり 1,000 円を乗じて得た額とし、50,000 円を上限とする。
市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算（広葉樹材）	市内産木材のうち、無垢の広葉樹材を使用した羽目板及びフローリングの合計施工面積に 1 平方メートル当たり 4,000 円を乗じて得た額とし、150,000 円を上限とする。
市内製材所活用加算	<u>150,000 円（使用する木材の 50 パーセント以上が市内の製材所から購入した市内産木材である場合）</u>

※千円未満は切捨てとなります。

## 4 補助対象基準（用語の定義）

①市内産木材：合法な手続を経て伐採された市内産の丸太を加工した木材をいい、森林・林業・木材産業関係団体が認定した木材供給業者が発行する納品書等により証明されたものをいう。

②住宅等：市内に存する建築物で、下記のことをいう。

- ・自己の居住用の住宅
- ・自己の事業用の店舗、事務所又は畜舎

・倉庫、集会施設

③新築等：新築、増築、**改築、購入（新築の住宅等に限る。）**又は改修をいう。

④登米材：市内産木材のうち、国際的な森林認証制度による認証を受けた森林から伐採された丸太を加工した木材をいい、木材供給業者が発行する納品書等で証明されたものをいう。

⑤建築完了日 建築基準法（昭和25年法律第201号）における検査済証（以下「検査済証」という。）が発行された日をいう。

## 5 補助金交付手続きの流れ

補助金交付申請書→確認調査→補助金交付決定通知→請求書→補助金交付

## 6 補助金交付申請書、添付書類

①交付申請書：市内産木材使用量、加算使用量・施工面積（該当する場合）、補助対象住宅等の事業内容（市内産木材使用割合や所在地、施工業者名等）を記入してください。

②住宅等の平面図又は矩計図（建築面積及び構造が確認できる図面）

③市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算計算表（様式第2号）

※補助金加算内容が該当する場合

④市内産木材又は登米材（市内産森林認証木材）を使用したことを証明する書類

⑤施工業者の建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し（改修の場合を除く。）

⑥工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

⑦検査済証の写し

⑧納税証明書（最新のもの。未納がないことが分かる証明書。）

⑨補助対象住宅等の完成後の写真

⑩その他市長が必要と認める書類

## 7 補助金等交付請求書

補助金振込口座、口座名義人については、申請者と同一としてください。

## 8 その他

①購入（建売）の場合は、当該住宅等の建築完了日前に売買契約を締結していること。

②助成回数は、新築等の区分ごとそれぞれ1回に限り行うことができるものとする。

## 9 令和8年度予算額

7,950,000円※予算の範囲内で交付